

新婚生活をサポートします！ 結婚新生活支援事業補助金

問申 政策企画課政策企画係 ⑮番窓口 Tel. **63-2552**



新婚生活をはじめるときの必要となる引越し費用、住居費をサポートします。

■条件 湯浅町は所得制限なし！

- ・令和5年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻した方
- ・湯浅町に住所を有し、夫婦ともに39歳以下の方

■補助対象 新婚生活をはじめるときの費用(新築、家賃、引越し等)のうち令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った費用

補助金

婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下：**上限30万円**

婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下：**上限60万円**



湯浅町ホームページ

よくあるお問い合わせ

Q：新築する住居または賃貸住宅の契約名義人が夫婦以外の名義でも申請できますか？

A：契約名義人は申請される夫婦のどちらかである必要があります。夫婦以外の方が名義人となっている場合は補助対象外になります。

Q：住宅購入または賃貸住宅にかかる費用でどのような費用が補助対象になりますか？

A：**住宅購入** 建物の購入費のみが補助対象費用になります。
賃貸住宅 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が補助対象費用になります。

Q：結婚するので家具や家電を買いました。補助対象になりますか？

A：家具や家電などの費用は補助対象外です。

Q：令和5年8月1日から賃貸住宅で同棲しています。令和5年10月1日に婚姻した場合、いつから補助対象になりますか？

A：婚姻日以降が補助対象になるため、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに支払った費用が補助対象になります。

Q：補助金はいつもらえますか？

A：補助上限額を支払った書類を確認した後、指定口座に振り込みます。

※ご不明な点は、お気軽に担当課へお問い合わせください。